

# 定 款

(令和8年1月1日改定)

株式会社 電通総研

# 株式会社電通総研

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (商 号)

**第1条** 当会社は、株式会社電通総研と称し、英文では、DENTSU SOKEN INC. と表示する。

#### (目 的)

**第2条** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターシステムと通信ネットワークを利用した各種情報の収集、分析、処理、情報提供サービス
- (2) ソフトウェアの開発、販売、リースおよび賃貸
- (3) コンピューターシステムの設計、開発および保守
- (4) コンピューターシステムの運営・管理の受託
- (5) 電気通信工事、電気工事、建築工事、建築設備工事の設計、施工、監理および請負
- (6) 情報機器の販売、リースおよび賃貸
- (7) 電子決済処理、電子署名認証ならびに電子商取引に関するサービス
- (8) コンピューターシステムと通信ネットワークを利用した通信販売および配信サービス
- (9) 出版物、印刷物、音・映像物の制作および販売
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 前各号および下記の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
  - ア. 新商品の開発、設計の受託ならびにその生産過程の効率化・改善に関するコンサルティング業務
  - イ. 企業の経営政策、財務政策、株主政策、企業イメージに関する調査、コンサルティング
  - ウ. 委託を受けてする人事採用、考課、人事異動、福利厚生、健康管理、経歴、給与等の人事に関する業務の受託
  - エ. 委託を受けてする秘書、事務所・施設の管理、警備、文書管理、法的届出の事務代行等の総務に関する業務の受託
  - オ. 委託を受けてする出納、会計帳簿作成、資産管理、予算・決算等の経理・財務に関する業務の受託
  - カ. 委託を受けてする物品の仕入、在庫管理、仕入先の選定に関する業務
  - キ. 委託を受けてする企業活動に伴う見積書・契約書作成、受注管理、売掛管理、請求に関する業務の受託

- ク. 広報に関する業務
  - ケ. 研修会・セミナーの企画および実施
  - コ. 労働者派遣事業
  - サ. 事務機器の販売、リースおよび賃貸
  - シ. 室内装飾、展示の施工、設計、管理および室内装飾品の制作、デザイン、製作および販売
  - ス. 一般貨物自動車運送事業
  - セ. 倉庫業
  - ソ. 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸および管理業
  - タ. 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務
  - チ. ファクタリング業、金融業、集金代行業
  - ツ. 就職に関するコンサルタント業
  - テ. 翻訳業
  - ト. 広告宣伝の企画、制作および販売
  - ナ. 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング
- (12) 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育・訓練ならびに技術者派遣
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

**第3条** 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

**第4条** 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

**第6条** 当会社の発行可能株式総数は、588,000,000株とする。

### (自己株式の取得)

**第7条** 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

**第8条** 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式の買増し)

**第9条** 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当会社に請求することができる。

### (単元未満株式についての権利)

**第10条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4)前条に規定する請求をする権利

### (株主名簿管理人)

**第11条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### (株式取扱規則)

**第12条** 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招集)

**第13条** 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

#### (定時株主総会の基準日)

**第14条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者および議長)

**第15条** 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

**第16条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

**第17条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

**第18条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

**第19条** 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (員 数)

**第20条** 当会社の監査等委員でない取締役は、13名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (選任方法)

**第21条** 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

**第22条** 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

**第23条** 代表取締役は、取締役会の決議によって監査等委員でない取締役の中から選定する。

2 取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

**第24条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

**第26条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

**第27条** 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

**第28条** 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

**第29条** 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(取締役会規則)

**第30条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

**第31条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第32条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### (常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### (監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

### (監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

### (選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

### (事業年度)

**第41条** 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等)

**第42条** 当会社は、取締役会の決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

**第43条** 配当金が、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### (附則)

1. 当会社は、第48回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第48回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

<改定経歴>

昭和 50 年 12 月 11 日制定  
昭和 63 年 11 月 28 日改定  
平成 元年 12 月 26 日改定  
平成 2 年 6 月 27 日改定  
平成 5 年 6 月 25 日改定  
平成 6 年 6 月 23 日改定  
平成 9 年 6 月 25 日改定  
平成 10 年 6 月 25 日改定  
平成 12 年 6 月 27 日改定  
(一部 同年 8 月 1 日施行)  
平成 13 年 6 月 28 日改定  
平成 14 年 6 月 25 日改定  
平成 14 年 11 月 20 日改定  
平成 15 年 6 月 25 日改定  
平成 16 年 6 月 25 日改定  
平成 17 年 6 月 28 日改定  
平成 18 年 6 月 27 日改定  
平成 19 年 6 月 26 日改定  
平成 21 年 6 月 24 日改定  
平成 27 年 6 月 23 日改定  
令和 2 年 10 月 30 日改定  
令和 4 年 3 月 23 日改定  
令和 5 年 3 月 1 日改定  
令和 5 年 3 月 24 日改定  
令和 6 年 1 月 1 日改定  
令和 8 年 1 月 1 日改定